

野田市告示第158号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、次の者に収入金の徴収及び収納の事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和3年6月18日

野田市長 鈴木 有

1 収入事務受託者

千葉県野田市鶴奉5番地の1
社団法人野田市シルバー人材センター
（福田公民館） 会員 武内 隆

2 収入金の種類

複写機使用料及び印刷機使用料

3 委託期間

令和3年7月1日から令和4年3月31日まで